

## 『出雲国風土記』写本等写真の公開の方針

島根県古代文化センター

島根県教育委員会が収集する『出雲国風土記』写本等写真の公開については、下記により取り扱うものとする。

### 記

#### 1. 利用できる資料

『出雲国風土記』写本等写真（以下写本等写真）の紙焼き（モノクロ）

#### 2. 一覧表

- 1) 古代文化センターはホームページに『出雲国風土記』写本等写真一覧表を掲載して、写真名を提示する。
- 2) 利用者は、上記一覧表により閲覧等の利用に必要な情報を検索する。

#### 3. 利用の範囲

- 1) 利用者は、『出雲国風土記』写本等写真一覧表にある写真について、閲覧を申請することができる。
- 2) 利用者は、『出雲国風土記』写本等写真一覧表にある資料のうち、島根県教育委員会が所有する写本等写真については、閲覧にくわえて複写・公開を申請することができる。また、島根県教育委員会以外の所有する写本等写真については、所有者の承諾書を添えて複写・公開の申請をすることができる。

#### 4. 閲覧

- 1) 利用者は、別紙様式1『出雲国風土記』写本等写真閲覧申請により写本等写真を請求し閲覧する。
- 2) 利用者は、古代文化センターで写本等写真を閲覧する。閲覧可能な時間は原則として休日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除いた平日の午前9時から午後4時までである。

#### 5. 複写

- 1) 利用者は、別紙様式2『出雲国風土記』写本等写真閲覧申請により、複写を申請する。
- 2) 利用者は、島根県教育委員会以外の所有になる写本等写真の複写を申請するにあたっては、所有者の承諾書を添付すること。

## 6. 公開

- 1) 利用者は、写本写真を公開したい場合、別紙様式 3『出雲国風土記』写本等写真公開申請により、写真の公開を申請する。
- 2) 利用者は、島根県教育委員会以外の所有になる写本等写真の公開を申請するにあたっては、所有者の承諾書を添付すること。
- 3) 写真の公開にあたり、利用者は原則として島根県教育委員会を提供者として明記すること。

## 7. その他

- 1) 写本写真閲覧の場所・時間、閲覧・複写・公開の範囲については、古代文化センターで個別に判断する。一部写真については、「島根県教育委員会の管理する歴史資料の利用に関する規則」により特別利用申請を求める場合がある。

決定 令和3年7月1日